

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から同年9月まで
② 平成8年4月から同年7月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料は、それぞれ区役所の窓口で毎月納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は6か月と短期間であるとともに、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により昭和63年11月に払い出されていることが確認でき、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは、申立期間の保険料を現年度納付した記録は見当たらないものの、申立期間前後の保険料を過年度納付していることがオンライン記録により確認できることから、申立期間についても過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間②について、申立人は、申立期間の国民年金保険料は区役所の窓口で毎月納付していたと主張している。

しかしながら、A市の国民年金収滞納リストでは、申立期間の国民年金保険料を現年度納付した記録は見当たらない上、申立期間に係る納付書は、コンピュータにより月ごとに作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、申立期間の納付記録全てが漏れるとは

考え難い。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年10月から同年12月までの期間及び平成元年11月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から58年1月まで
② 昭和63年10月から同年12月まで
③ 平成元年11月から2年3月まで

高校を卒業して初めて勤めた会社を退職後、昭和57年4月頃、A県B市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付した。また、その後に勤めた会社を退職した63年10月頃、及び平成元年11月頃にも国民年金の加入手続を行い、申立期間②及び③の保険料を納付した。申立期間①、②及び③について未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により平成2年10月頃に払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点で、申立期間②及び③は過年度納付が可能である上、申立人は加入手続の際に、「何枚か納付書をもらい保険料を納付した。」としており、当時、B市では、国民年金の加入届を受け付けた際、納付可能な過年度分について納付書を作成し、納付勧奨を行っていたことが確認できることから、申立人は、この納付書により申立期間②及び③の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間①の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 10 月から同年 12 月までの期間及び平成元年 11 月から 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から同年 8 月までの期間、59 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 6 月から同年 8 月まで
② 昭和 59 年 2 月及び同年 3 月

会社を辞めてから、しばらく国民年金に加入していなかったが、夫が既に国民年金に加入していたので、婚姻後に私も自宅に来ていた集金人を通じ加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は夫と一緒に集金人が金融機関で納付していたはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は 3 か月、申立期間②は 2 か月といずれも短期間であるとともに、申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和 58 年度以降について、申立期間①及び②を除き 26 年以上、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、国民年金に加入した 53 年度以降 32 年以上にわたり保険料を全て納付しており、加入後の申立人及びその夫の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①及び②について、A 市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは申立期間は未納とされ、現年度納付がなされた形跡は確認できないものの、オンライン記録において、昭和 60 年 9 月 6 日に国庫金納付書が作成されていることが確認できることから、申立期間の一部について、納付を催告されたものと考えられ、社会保険事務所（当時）では、毎年度催告を行う取扱いであったことから、申立期間①及び②については 59 年度にも催告されたもの

と推認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料が未納であれば、作成・保管されるべき申立人に係る特殊台帳も見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の保険料について、催告を受け過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から49年3月まで

父親から、婚姻後も国民年金保険料を納付するようにと国民年金手帳を渡された記憶があり、婚姻後は、夫が保険料を納付してくれていた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付している上、申立人の父親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳到達時まで、申立人の夫は、20歳から60歳到達時までの保険料を完納しており、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和49年5月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間の保険料は過年度納付が可能であり、当時、同市では、国民年金の加入届を受け付けた際、納付可能な保険料の過年度納付書を交付し、納付勧奨するのが通例であったことから、上記の保険料納付意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から同年8月まで

母親が、平成7年2月にA県B市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、同市役所で父親のボーナス時期であった同年7月頃に、5年3月から7年2月までの保険料として20万円くらいを一括で納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、平成5年1月以降、申立期間を除き、国民年金保険料に未納は無い。

また、B市の国民年金被保険者名簿の過年度納付書欄には、同市が社会保険事務所（当時）へ過年度納付書の発行を依頼したことを示す「5年3月～6年3月」、「7・3・13」及び「社保へ」の記載が有り、申立人は、申立期間直前の5年1月及び同年2月、申立期間直後の5年9月から6年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが領収済通知書で確認できることを踏まえると、申立期間についても保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和24年4月26日から同年5月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和24年4月26日、及び資格喪失日に係る記録を同年5月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1,200円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月1日から26年1月1日まで
② 昭和25年1月1日から26年5月30日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について未加入となっていることが分かった。この間は、それぞれA株式会社及びB所（現在はC株式会社）に正社員として勤務していた時期で、厚生年金保険に未加入となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が保管するA株式会社の工賃計算票により、申立人が昭和24年4月26日から同年5月25日まで同社に勤務していたことが確認できる。

また、上記工賃計算票によると、控除された厚生年金保険料が、昭和24年4月当時の標準報酬月額表から計算される保険料額と一致していることから、申立人は、申立期間のうち、昭和24年4月26日から同年5月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が保管する工賃計算票の保険料控除額及び日給額計から 1,200 円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録において、A 株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった日は確認できないが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 25 年 3 月 26 日に資格を取得している者が 10 人いることが確認でき、申立人が記憶している複数の同僚が当該被保険者名簿に記載があること、及び同社の昭和 24 年 4 月当時の商業登記簿、並びに申立人は、「当該事業所の従業員数は 5 人位だった。」と供述していることから、申立期間当時、常時 5 人以上の従業員が在籍していたと認められ、同社は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断することができる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡若しくは所在不明のため確認できないが、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和 24 年 4 月 26 日から同年 5 月 26 日までの期間において適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和 23 年 1 月 1 日から 24 年 4 月 26 日まで、及び同年 5 月 26 日から 26 年 1 月 1 日までの期間については、A 株式会社は既に解散しており、申立人の勤務実態等を確認できる資料等は保管されておらず、事業主及び同僚も死亡若しくは所在不明のため、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

このほか、上記の期間について、申立人の厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、B 所の複数の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C 株式会社に照会したところ、「当時の資料が保管されていないため、申立人の勤務形態及び厚生年金保険料の控除については不明。」と回答しており、申立期間②において、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、同僚の一人は、「私自身の記録も昭和 25 年 10 月から 27 年 3 月ま

で空白となっている。」と供述しており、B所においては、実際の勤務期間と厚生年金保険の加入期間が必ずしも一致していないことがうかがえる。

さらに、B所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険番号も連続しており、欠落も見られないため、申立人に係る厚生年金保険の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立期間②について、申立人の厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年7月3日から38年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を36年7月3日に、資格喪失日に係る記録を38年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月3日から38年5月1日まで

私は、昭和36年7月に、A株式会社に入社し、当該事業所のC工場において、D工として勤務していた。38年4月に退職したが、その期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。私の紹介で後から入社した複数の元同僚の記録があるのに、私の分だけの記録が抜けていることは納得できない。調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の複数の元同僚の供述から、申立人がD工として、同社C工場に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、「A株式会社に転職することを決めて、前の事業所を辞めた。その時に前の事業所の寮から、A株式会社の寮へ移ったので空白期間はない。」と申し立てており、複数の元同僚が、「申立人が申立期間前に勤務していた事業所と同社は、道を挟んでほぼ向い側にあり、見えるくらい近所だった。」と回答していること、及び申立人の紹介で当該事業所に入社し、前の事業所から引続き申立人と同じ寮で生活していた元同僚が、「仕

事が終わった後に、前の事業所の寮から同社の寮へと移り、その翌日から同社で仕事をした。申立人も同じだったと思う。」と供述していること等から、申立人の入社日に係る主張については、信憑性が高いと考えられる。

一方、申立人の勤務期間については、複数の元同僚は、「申立人は昭和 38 年に退職した。」と供述していることから、少なくとも申立人が同年 1 月までは A 株式会社に勤務していたものと推認できる。

また、申立人の厚生年金保険の加入については、A 株式会社 C 工場の元責任者であり、申立人と同じ D 業務に従事していた元同僚が、「申立人には見習期間はなかった。」と供述していること、及び複数の元同僚は、「C 工場には試用期間はなく、全員が社会保険に加入していた。」と供述しており、元同僚はいずれも厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人についても、同様の取扱いがなされていたと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 7 月 3 日から 38 年 2 月 1 日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じ年齢で、同種の業務に従事していた元同僚の標準報酬月額の記録から 1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 株式会社の元事業主は既に死亡しているため不明と回答しているが、申立期間において、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 7 月から 38 年 1 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額に係る記録を58万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月30日
② 平成5年10月1日から9年4月1日まで
③ 平成9年4月1日から同年8月1日まで
④ 平成17年6月1日から18年6月1日まで

株式会社A(現在は、株式会社B)に勤務していた申立期間①において、賞与から厚生年金保険料が控除されているが標準賞与額に反映されない。また、申立期間②、③及び④において、所持する給与支給明細書で支給されている報酬額に比べ、標準報酬月額が低く記録されているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与支給明細書から、申立人は申立期間①に株式会社Aから賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書で確認できる保険料控除額から、58万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「申立人の賞与から保険料を徴収したが、社会保険事務所(当時)に申立人に係る賞与支払届を提出していない。」と回答していることから、

社会保険事務所は、申立人の申立期間①に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人は、申立期間②、③及び④において、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間②及び③において、申立人が所持する給与支給明細書により、当該期間における給与支給額は、オンライン記録の標準報酬月額(50万円)と同額あるいは高額であるものの、当該給与から控除されている厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額から算定した厚生年金保険料と一致していることが確認できる。

なお、申立期間③のうち、平成9年7月については、厚生年金保険料控除額は翌月控除のため確認することができないが、同月以前の厚生年金保険料額から判断して、標準報酬月額50万円に相当する保険料が継続して控除されていたものと推認できる。

申立期間④において、申立人が所持する給与支給明細書により、給与支給額がオンライン記録の標準報酬月額(38万円)よりも高額であるものの、当該給与から控除されている厚生年金保険料額はオンライン記録の標準報酬月額から算定した厚生年金保険料と一致あるいは低額であることが確認できる。

なお、申立期間④のうち、平成18年5月については、厚生年金保険料控除額は翌月控除のため確認することができないが、同月以前の厚生年金保険料控除額から判断して、標準報酬月額38万円に相当する保険料が継続して控除されていたものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間②、③及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②、③及び④について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2467

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年7月11日及び同年12月11日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を18年7月11日は29万1,000円、同年12月11日は35万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月11日
② 平成18年12月11日

A株式会社B支店に勤務中の申立期間の賞与の記録が無かった。会社で賃金台帳を確認したところ、申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できた。調査の上、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、事業所が保管する賃金台帳（18年度）から、申立人に対し、申立期間①及び②にそれぞれ賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、賃金台帳（18年度）の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は29万1,000円、申立期間②は35万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月14日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を21万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月14日

A株式会社B支店に勤務中の申立期間の賞与の記録が無かった。会社で賃金台帳を確認したところ、申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できた。調査の上、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、事業所が保管する賃金台帳（17年度）から、申立人に対し、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳（17年度）の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、21万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年7月11日及び同年12月11日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を18年7月11日は25万5,000円、同年12月11日は25万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月11日
② 平成18年12月11日

A株式会社B支店に勤務中の申立期間の賞与の記録が無かった。会社で賃金台帳を確認したところ、申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できた。調査の上、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、事業所が保管する賃金台帳（18年度）から、申立人に対し、申立期間①及び②にそれぞれ賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、賃金台帳（18年度）の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は25万5,000円、申立期間②は25万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月11日に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月11日

A株式会社B支店に勤務中の申立期間の賞与の記録が無かった。会社で賃金台帳を確認したところ、申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できた。調査の上、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、事業所が保管する賃金台帳（18年度）から、申立人に対し、申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳（18年度）の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、17万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社本社における資格喪失日を昭和42年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月30日から同年7月1日まで

私は、A株式会社に勤務していたが、昭和42年7月1日付で内部異動により、同社B事業所に転勤になった。ねんきん定期便を見ると、同年6月30日に資格喪失となっており、同年6月の厚生年金保険の記録が抜けている。会社が届出を誤っていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA株式会社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A株式会社の事業主は、当時の事務担当者が、申立人の最終勤務日を厚生年金保険被保険者資格喪失日として、誤って届け出たことを認めていることから、同社本社における資格喪失日を昭和42年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社本社における昭和42年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 11 月 1 日から 31 年 2 月 26 日まで
申立期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金は、昭和 35 年 7 月 5 日に支給決定されたこととなっており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金支給額の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した年月日として「35.4.19」の記載が有る。

しかし、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 年 4 か月後の昭和 35 年 7 月 5 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い上、申立人は昭和 35 年 1 月 5 日から同年 7 月 1 日まで、A 有限会社において厚生年金保険被保険者であり、脱退手当金の請求から支給決定までの事務処理に要する期間を考慮すると、申立人が A 有限会社の被保険者期間中に脱退手当金が請求されたものとするのが相当であることから、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたと考えるのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から5年5月までの期間及び平成5年9月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月から5年5月まで
② 平成5年9月から7年3月まで

私は、平成6年6月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、その際、国民年金保険料を2年分遡って納付できると聞き、窓口で1年分の保険料を一括納付し、後に残り1年分の保険料を遡って納付した。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年6月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を遡って同区役所の窓口で一括納付し、その後、申立期間②の保険料も同窓口で納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により平成7年2月頃に払い出されていることが確認でき、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この加入時点では4年6月から同年12月までの保険料は既に時効により納付できないことから、1年分を一括納付したとする申立内容とは符合しない。

また、申立期間②について、申立人が国民年金の加入手続を行った上記の時点では、平成6年4月以降は現年度保険料としてA市に納付することとなるが、同市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記

録している国民年金収滞納リストには現年度納付した記録は無い上、国庫金である過年度保険料は、市町村では収納できない。

さらに、申立期間①及び②の納付書は、コンピュータにより月ごとに作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、申立期間の国民年金保険料納付記録が全て漏れるとは考え難い。

なお、申立人は、平成7年度及び8年度の国民年金保険料を、それぞれ1年分ずつ一括納付していることがA市の国民年金収滞納リスト及びオンライン記録により確認できることから、当該期間の納付と誤認している可能性がうかがわれる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から50年2月までの期間、51年10月、55年2月、56年2月から同年5月までの期間、57年9月から58年8月までの期間、平成元年11月から2年4月までの期間及び4年3月から5年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から50年2月まで
② 昭和51年10月
③ 昭和55年2月
④ 昭和56年2月から同年5月まで
⑤ 昭和57年9月から58年8月まで
⑥ 平成元年11月から2年4月まで
⑦ 平成4年3月から5年9月まで

母親が、A県B市役所C出張所で国民年金の加入手続を行ってくれ、申立期間①、②、③、④及び⑤については同出張所で、申立期間⑥及び⑦についてはD県E市役所で、それぞれ国民年金保険料を納付してくれていた。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親がB市役所C出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①、②、③、④及び⑤については同出張所で、申立期間⑥及び⑦についてはE市役所で、それぞれ国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、B市に居住していた申立期間①、②、③、④及び⑤について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号

(*)は、昭和52年3月に同市で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるものの、申立人は、51年11月4日に国民年金被保険者資格を取得し、54年8月30日に同資格を喪失していることが同市の国民年金被保険者名簿により確認でき、このことは当時の申立人に係る国民年金被保険者台帳である特殊台帳の記録とも一致していることから、同市では、申立期間は被保険者として管理しておらず、申立人は、申立期間の保険料を現年度納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間に係る申立人の国民年金記録は平成7年11月に追加処理されたものであることがオンライン記録により確認でき、この処理時点では、いずれの申立期間も既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人がE市に居住していた申立期間⑥及び⑦について、同市の国民年金被保険者名簿において現年度保険料を納付した記録は見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立期間に係る過年度保険料の納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、申立期間の保険料の全てが漏れるとは考え難い。

なお、申立人には、昭和61年5月に上記とは別の国民年金手帳記号番号(*)がE市で払い出されていることが同市の国民年金被保険者名簿により確認できるが、国民年金の記録は同年10月に、52年3月に払い出された上記の同手帳記号番号(*)に統合の上、管理されている。

加えて、申立人の母親又は申立人が申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、上記以外の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年12月までの期間、63年10月から平成元年3月までの期間及び元年6月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から62年12月まで
② 昭和63年10月から平成元年3月まで
③ 平成元年6月から同年10月まで

私は、昭和61年頃に国民年金に加入した。その際、59年4月からの未払い分の請求書が届いたため、2、3か月ごとに、数か月分から半年分の国民年金保険料をA信用金庫の渉外係（集金）を通じて納付し、加入後の保険料は同信用金庫の口座振替により納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年頃に国民年金に加入し、送付されてきた納付書により申立期間の国民年金保険料を納付し、加入後の保険料は口座振替により納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、申立人の前の国民年金手帳記号番号の被保険者の記録及び申立人は平成2年3月30日に保険料を納付していることがオンライン記録で確認できることから、国民年金保険料納付の前提となる申立人の同手帳記号番号は、元年12月から2年3月までの間に払い出されており、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、昭和61年に国民年金に加入したとする申立内容とは符合しない上、申立人が国民年金に加入した時点では、申立期間①の一部は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立期間①、②及び③について、申立人は、B市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間①及び②は登載されておらず、申立期間③は未納と記載されていることから、保険料を現年度納付していなかったものと考えられる上、当時、申立期間に係る過年度納付書はコンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、申立期間①、②及び③の保険料全てが漏れるとは考え難い。

なお、申立人は、A信用金庫の渉外係を通じて、同信用金庫に開設している口座から国民年金保険料を、数か月から6か月分引き出し納付していたとしているが、申立期間について、A信用金庫が保管している当該口座の元帳には、保険料に相当する金額の出金の記録は見当たらない。

さらに、上記の元帳には、申立期間③のうち、平成元年6月から9月までについて、毎月の国民年金保険料が口座振替されている記載が認められるものの、B市の収滞納リストでは、申立人が口座振替による保険料納付を開始したのは7年6月であることが確認できる上、申立期間当時、同居していた申立人の母親は、当該期間について、上記の申立人のA信用金庫の口座により口座振替を行っていることが確認できることから、当該出金記録は申立人の母親の保険料とみるのが相当である。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2301

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から44年3月まで

母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、自身の分と一緒に兄及び私の国民年金保険料を納付してくれていた。私が以前所持していた国民年金手帳の検認欄には、20歳から保険料を現年度納付したことを示す検認印が押されていたので、現在所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に、被保険者となった日が昭和43年*月*日と記載されているのだと思っている。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を自身及び兄の分と一緒に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃申立人の国民年金加入手続が行われたものと推認され、申立人と同日に同手帳記号番号が払い出されている申立人の兄も申立期間は未納であり、申立期間直後の同年4月から、申立人及びその兄は保険料納付を開始していることが当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳により確認でき、これはオンライン記録とも一致している。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、遡っ

て納付したとの主張も無い。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していた根拠として、所持している年金手帳に被保険者となった日が記載されていることを挙げているが、被保険者となった日は保険料納付の事実を示すものではなく、その日に国民年金被保険者の資格を取得したことを示すものである。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年7月まで

私は、婚姻前はA市B区で下宿しており、同居していた叔母の勧めで、昭和36年頃国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は集金人に納付していた。婚姻後は全く憶えていないが、間違いなく納付していると思う。申立期間が未納とされていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年頃、同居していた申立人の叔母宅で、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人に対して、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりC県内全てについて、「D（漢字） E（カナ）」及び「F（漢字） G（カナ）」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号「*」は、昭和50年9月に任意の資格で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人が所持する国民年金手帳においても、同年8月30日にA市B区で発行され、資格取得日は「50年8月29日 任意」と記載されていることから、申立人は、この日に任意の資格で国民年金に加入したものと推認でき、申立期

間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 2 日から平成元年 3 月 12 日まで
社会保険庁(当時)に記録されている株式会社Aで勤務していた間の標準報酬月額が、当時の給与振込額と大幅に相違している。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、調査の結果、申立人の給与支給額が推認できる場合であっても、申立人の給与から控除された厚生年金保険料額が確認できない場合は、特例法に基づくあっせんの対象に当たらない。

本件については、申立人は申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 63 年 2 月までの給与振込口座預金通帳写しを提出しているが、当該資料からは申立期間に係る給与振込額が標準報酬月額を上回っている月も見受けられるものの、総支給額の内訳は不明であり、厚生年金保険料控除額について確認することはできない。

また、株式会社Aに照会したところ、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有しておらず、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、何も分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない上、同社の事業主に現在の賃金体系について参考資料の提出を求めたが、「当時と現在では業務内容及び賃金体系も異なっているため、比較しても意味がなく、回答及び資料提出の協力はできない。」と回答していることから、同社における賃金体系や給与の内訳についても不明である。

さらに、元同僚が、「当時経理事務を担当していたのはB市C区のD経理事務所であった。」と回答していることから、E税理士会への照会及びB市の電話帳による調査を行ったが、当該経理事務所を確認することができなかった。

加えて、申立人の株式会社A退職に係る雇用保険の受給記録において、離職時賃金日額は8,733円と記載されており、離職日の直前6か月間の平均した報酬月額は26万1,990円であり、当該期間のオンライン記録の標準報酬月額26万円に相当するものである。

また、株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、不適切な処理が行われた形跡は見当たらない。

なお、株式会社Aの被保険者記録照会回答票により、申立人と同時期に入社したと思われる複数の元同僚の申立期間当時の標準報酬月額は、申立人とほぼ同程度であり、これら元同僚のうち複数の者は、「当時、支給されていた給料額と標準報酬月額の記録に相違はない。」と供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2474

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 14 日から 44 年 8 月 21 日まで
A病院(現在は、B会)における厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みになっていることを知ったが、受給した記憶は無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A病院の申立期間に係る脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、C年金事務所の保管する申立人の脱退手当金裁定請求書には、「受付 44.8.28」、「支払済 44.10.21」と押印されているとともに、脱退手当金請求時に厚生年金保険被保険者証を紛失した旨の申立人の始末書が保管されており、申立人の署名及び押印と「支払済 44.10.21」の押印が確認できる。

また、A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないと認められ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間以前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握する

ことは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 3 月 21 日まで
有限会社A(現在は、株式会社B)に平成 11 年 3 月 21 日からC課の正社員として勤務をしたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年 4 月 1 日となっている。また、同年 10 月分の給与から標準報酬月額 19 万円に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていたが、ねんきん定期便の記録によると 18 万円になっている。調査して、申立て通りの資格取得日及び標準報酬月額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、株式会社Bが保管する労働者名簿の記録及び申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間において、当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、上記の労働者名簿には厚生年金保険加入年月日が平成 11 年 4 月 1 日と記録されており、株式会社Bの担当者は、「就職日は平成 11 年 3 月 21 日であるが新卒の新入社員だったために、厚生年金保険については同年 4 月 1 日の取得になったと思われる。」と回答している。

また、申立人を含む新卒で同期入社 of 5 人全員の雇用保険の資格取得日は申立人と同じ平成 11 年 3 月 21 日であるが、厚生年金保険資格取得日は同年 4 月 1 日となっていることから、当時、当該事業所においては、必ず

しも入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、株式会社Bは、「賃金台帳等の関連資料は保管されていないが、平成11年4月28日支給の給与は4月分の給与として支給し、4月分の厚生年金保険料を控除した。」と回答している上、上記の複数の同期入社と同僚及び当該事業所に係るオンライン記録に被保険者記録のある複数の者に照会しても、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、株式会社Bが保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」から、平成11年5月から同年7月までの平均報酬額が18万544円で標準報酬月額が18万円に決定していることが確認できる。

また、申立人が所持している平成11年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、標準報酬月額18万円を試算した厚生年金保険料を含む社会保険料額の合計額とほぼ一致していることから、平成11年10月以降もオンラインに記録されている標準報酬月額18万円に相当する厚生年金保険料が給与から控除されていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月から 32 年 9 月まで
② 昭和 32 年 9 月から 32 年 11 月まで
③ 昭和 33 年 1 月から 36 年 4 月まで

申立期間①は、昭和 31 年中学を卒業して有限会社Aに入社し、亜鉛板を硝酸で溶かして印刷用の原版を作っていた。

申立期間②は、(株) Bではお菓子の製造をしていた。

申立期間③は、C店(後のD株式会社)では、冷蔵庫の製作や修理などで飲食店まで出張していた。

すべての申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間当時の複数の同僚の供述、及び申立人は、「退職する前に有限会社Aが移転し、移転先も記憶にある。」と供述しているところ、登記簿謄本によると、当該事業所の移転は昭和 31 年 9 月となっていることから、少なくとも当該事業所の移転までは勤務していたものと推認できる。

しかし、有限会社Aは廃業している上、申立期間当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、申立期間当時の同僚に照会したところ、複数の同僚が、「入社した後の数か月間は見習いであった。」と供述しており、そのうちの1人は、「採

用後一定期間を経て正社員となってから厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

さらに、当該同僚の供述から、中学を卒業して同時期に入社したとする3人の同僚についてみると、入社してから6か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は記載されていない上、健康保険の整理番号が連続しており欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②について、株式会社Bの申立期間当時の事業主は連絡先が不明であり、当該事業所は破産していることから、申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、申立人は、「臨時のアルバイトであった。」と供述している上、株式会社Bに勤務していた複数の従業員に照会しても、申立人を記憶していると回答する者は確認できない。

さらに、当時の同僚で、入社内定後に年末までアルバイト勤務していたと供述している者について、アルバイト期間の厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、当該事業所はアルバイト社員については厚生年金保険の加入手続の取扱いをしていなかったことがうかがえる。

申立期間③について、申立期間当時の複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がC店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の社会保険担当者は、「会社組織(昭和37年4月)になってから、社会保険に加入した。」と供述しており、オンライン記録において、D株式会社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和37年6月1日であり、それ以前の申立期間において適用事業所であった記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2477

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月13日から37年8月12日まで
(A工場)

申立期間の脱退手当金は受給していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B年金事務所に保管されている申立人の脱退手当金裁定請求書には、A工場に係る厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を請求したことを示す、「受付 38. 1. 25 B社会保険事務所」、「交付済 38. 4. 19 小切手」の押印が有るとともに、申立人の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないと認められ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間が有るが、上記裁定請求書には職歴として記載されておらず、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはないと認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 9 日から 38 年 1 月 11 日まで
(A株式会社)

脱退手当金が支給済みになっていることを知ったが、受給した記憶は無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上に誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和38年7月23日に支給されているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、上記被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後の昭和36年から45年までに被保険者資格を喪失した女性のうち、脱退手当金の受給資格である2年以上の被保険者期間を有する者13人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む11人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち10人は、被保険者資格喪失日から7か月以内に脱退手当金が支給されている。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで
申立期間の厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金が支給済みとされているが、私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書には、「受付 47. 6. 13 A 社会保険事務所」、「現金 47. 9. 22 支払済」の押印が有るとともに、昭和 47 年 9 月 22 日に社会保険事務所（当時）の窓口で脱退手当金を受給した旨の申立人の署名及び押印が確認できる。

また、B 所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が確認できる上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいわゆるうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいわゆるうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月1日から31年5月1日まで
株式会社Aの厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことを示す「脱退手当金 資格期間 70 平均標準報酬月額 7,957 支給金額 11,936 円 支給（開始）年月日 32.6.26」等が記載されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の脱退手当金が支給決定された当時は、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できない通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。また、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。